

薩摩川内市からのお知らせ

令和8年6月24日の大雨により被害を受けられた皆さまへ

被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

令和8年6月24日の大雨により、多くの被害が発生しました。被災された皆さまに、復旧や生活支援のための制度をご案内します。

※被害の状況に応じて、各種制度を受けられる場合がありますので、下記までご相談ください。

●本庁 23-5111 ●樋脇支所 37-3111 ●入来支所 44-3111 ●東郷支所 42-1111
●祁答院支所 55-1111 ●甑島振興局 09969-2-0001 ●下甑支所 06696-7-0311

※（ ）は本庁内線番号

相談窓口が不明な方は、総合窓口（福祉政策課）にご相談ください（2731、2732）

1 災害ごみの処理について 【担当課】環境課廃棄物政策G(4341)

「災害ごみ」については、6月25日（木）から7月8日（水）までの期間、川内クリーンセンターに直接搬入していただければ、無料で受け入れます。

なお、川内クリーンセンター（電話30-1117）に直接搬入される場合は、事前に電話連絡していただくとともに、受付時に「災害ごみ」であることを申し出てください。

※ 災害に起因するごみ以外は持ち込まないようご協力をお願いします。

2 り災証明書などの発行について 【担当課】福祉政策課社会福祉G(2731、2732)

災害により家屋などに被害を受けた方が、保険金の支給や融資などの手続きに必要な「り災証明書」を発行します。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び被害箇所が分かる写真をお持ちください。

※ り災証明申請書は市ホームページからもダウンロード可能です。

3 各種支援制度について

(1) 市営住宅への入居 【担当課】建築住宅課住宅管理G(3611)

災害によりその住居に居住することが困難な場合は、市営住宅へ入居できます。

- ・住宅使用料、敷金は免除となります。
- ・共益費、水道光熱費は利用者負担です。
- ・原則、入居は3カ月までですが状況に応じて最大1年まで更新可能です。

(2) 床上浸水（準半壊）以上の被害を受けた住宅の応急修理について

【担当課】福祉政策課社会福祉G(2731、2732)

災害のため住宅が被害（床上浸水以上）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、補助を受けられる場合がありますので、着手前にご相談ください。

- ※ 修理前、修理中、修理後の写真を必ず撮ってください。
- ※ 修理にかかった費用は修理業者に直接支払います。
- ※ 修理見積書の入手をお願いします。

(3) 床上・床下浸水被害住家への見舞金【担当課】福祉政策課社会福祉G (2731、2732)

被災された方で、床上浸水など被災状況により、見舞金を支給します。

(4) し尿汲取り助成制度【担当課】環境課廃棄物政策G (4341)

大雨水害により浸水された世帯を対象として、浸水した汲取り式便槽のし尿汲取を行う場合にし尿汲取手数料の一部を助成します。

(5) 各種の免除・減免について

① 水道料金、下水道使用料の減免【担当課】水道局経営管理課業務管理G (20 - 8501)

床上、床下浸水被害を受けた住家及び店舗などの給水契約者に対し、水道料金及び下水道使用料2カ月分の料金の2分の1を減免します。

なお、円滑に減免手続きを行うために、被害者台帳を基に市で手続きを行います。そのため、契約者の減免申請の手続きは不要です。また、対象者には減免についてのお知らせ文を後日送付します。

② 国保・医療費の一部負担金の免除【担当課】保険年金課国保G (2841、2842)

家屋などの資産について、被害の程度により国民健康保険の被保険者が医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

③ 後期高齢者医療保険料の減免・医療費の一部負担金の免除

【担当課】保険年金課高齢者医療G (2831、2832)

家屋などの資産について、被害の程度により後期高齢者医療保険料の減免措置を受けられる場合があります。また、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

④ 介護保険料の減免・徴収猶予【担当課】介護保険課介護指導G (2621)

家屋などの資産について、被害の程度により介護保険料の減免・徴収猶予措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

⑤ 市税の減免

土地、家屋などの固定資産や家財、農作物について、被害の状況に応じて市税の減免措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

税	災害による被害の内容	担当課
個人市県民税 国民健康保険税	死亡あるいは障がい者となった場合	税務課市民税G (2262、2231)
	所有する住宅または家財が被害を受けた場合	
	収穫すべき農作物が被害を受けた場合	
固定資産税	土地・家屋などの固定資産が被害を受けた場合	税務課土地G (2241) 税務課家屋G (2211)

(6) 事業者への融資制度について【問合せ先】川内商工会議所 (22 - 2267)

薩摩川内市商工会各支所

川内商工会議所及び薩摩川内市商工会各支所で、災害等による事業資金の調達等の相談に応じます。

(7) 災害復旧補助

① 市単独農地災害復旧補助 【担当課】 耕地林務水産課耕地G (4431、4432)

公共災害復旧事業の適用を受けない農地（田、畑、果樹園等）の災害に係る復旧工事費の一部を補助します。

補助金の区分	対象者	補助金の額	備考
農地に係る崩土除去や流出した農地の埋め戻しなど農地機能の復旧工事	農地の所有者または受益者	工事費が ①25,000円以上75,000円未満の場合 25,000円を控除した額 ②75,000円以上の場合 2/3の額（上限267,000円）	災害を受けた土地の復旧工事

交付申請前の事前着工及び自らの手間と労力をもって行った自力復旧については、この制度による補助事業とは認められませんので十分ご注意ください。

② 特別災害復旧補助 【担当課】 下記の表の担当課

公共災害復旧事業などの対象とならない民有地などのうち、自治公民館などの敷地や宅地などの土砂、がれき、樹木などの除去や埋め戻しの工事をする場合、その経費の一部を補助します。

補助金の区分	対象者	補助金の額	備考	担当課
自治公民館などの敷地の崩土などの除去または災害予防工事	自治公民館などの管理者	工事費が ①75,000円未満の場合 25,000円を控除した額 ②75,000円以上300,000円 以下の場合2/3の額 ③300,000円を超える場合 200,000円	隣接地などから流入、または隣接地などへ流出した土砂、がれき、樹木などの除去及び埋め戻しを行うための工事	コミュニティ課 コミュニティG (4612)
宅地に係る民有地の崩土などの除去または災害予防工事	所有者または借地権者	以下の場合2/3の額 ③300,000円を超える場合 200,000円	※災害予防工事は樹木のみ対象です。	道路河川課 建設管理G (3321)
共同墓地の崩土などの除去または敷地復旧	共同墓地の管理者	工事費が ①3,000,000円以下の場合 工事費の2/3の額 ②3,000,000円を超える場合 2,000,000円 ③75,000円未満の場合は対象外	災害を受けた土地の復旧工事。ただし、共同墓地は5世帯以上のものに限る。	環境課 生活環境G (4331)
共同墓地の崩壊による墓石または墳墓式納骨堂の移設用地などの取得	所有者	取得費が ①150,000円以下の場合 取得費の2/3の額 ②150,000円を超える場合 100,000円	5世帯以上の共同墓地における墓石または墳墓式納骨堂に係るものに限る。	

交付申請前の事前着工及び自らの手間と労力をもって行った自力復旧については、この制度による補助事業とは認められませんので、十分ご注意ください。

自然災害における被災者支援制度等一覧

R8.4.1

【問い合わせ先】

区分:市 → 薩摩川内市役所代表 TEL 0996-23-5111

(ダイレクトイン TEL 0996-22-8115 アナウンス後下記内線番号)

電話番号が記載されている場合は、直接お問合せ下さい。

分類	No.	制 度		問い合わせ先	
		名称等	区分	担当部署	内線
甲 慰 金 見 舞 金	1	市災害見舞金	市	福祉政策課社会福祉グループ	2732
	2	県共同募金会災害見舞金	社	市社会福祉協議会地域福祉課	29-5538
	3	市社会福祉協議会災害見舞金(全壊・全焼)	社	市社会福祉協議会総務課	22-2355
	4	日本赤十字社災害死亡弔慰金	社	市社会福祉協議会総務課	22-2355
	5	日本赤十字社災害救援物資の配布	社	市社会福祉協議会総務課	22-2355
税 金	6	市税等の徴収猶予	市	収納課納税グループ	2450
	7	県税に関する軽減措置等	県	北薩地域振興局 県税課	25-5202
	8	自動車税の減免等	県	鹿児島地域振興局 自動車税課	099-261-5611
住 宅	9	被災者への市営住宅の一時提供	市	建築住宅課住宅管理グループ	3611
	10	建築確認申請手数料等の減免	市	建築住宅課建築指導グループ	3642
	11	建築基準法関係手数料の減免	県	北薩地域振興局 建設部土木建築課	25-5292
	12	被災者への県営住宅の一時提供について	県	北薩地域振興局 建設部建設総務課	25-5548
貸 付 制 度	13	生活福祉資金 (災害援護経費) (緊急小口資金)	社	市社会福祉協議会生活支援課	29-5587
	14	事業者向け融資制度	商	川内商工会議所・薩摩川内市商工会各支所	
	15	市中小企業災害復旧資金利子補助金(事業者向け)	市	経済政策課企画総務・経済グループ	5752
教 育	16	要保護・準要保護就学援助費(学用品費・通学用品費など)	市	学校教育課学事グループ	5331
	17	被災等児童生徒に係る教科書の給与	市	学校教育課学事グループ	5331
そ の 他	18	国民健康保険医療費一部負担金の減免	市	保険年金課国保グループ	2841
	19	国民年金保険料の免除	市	保険年金課国民年金グループ	2822
	20	後期高齢者医療の一部負担金の減免	市	保険年金課高齢者医療グループ	2831
	21	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	市	保険年金課高齢者医療グループ	2831
	22	介護保険料の減免・徴収猶予	市	介護保険課介護指導グループ	2621
	23	介護保険利用者負担額の減免	市	介護保険課介護指導グループ	2621
	24	市単独農地災害復旧事業	市	耕地林務水産課耕地グループ	4432
	25	ごみ処分手数料減免	市	環境課環境管理グループ	4321
	26	し尿汲み取り料助成	市	環境課廃棄物政策グループ	4341
	27	水道料金、簡易水道料金及び下水道使用料の減免	市	経営管理課業務管理グループ	20-8501
	28	負担金・分担金の徴収猶予	市	下水道室下水道グループ	20-8503
	29	保育所等利用	市	子育て支援課保育グループ	2363
	30	保育所負担金の減免	市	子育て支援課保育グループ	2362
	31	子育て短期支援事業	市	こども家庭課こども政策グループ	2172
	32	住宅敷地の消毒(住宅内除く)	市	市民健康課健康企画・予防グループ	22-8811
	33	特別災害復旧事業	市	道路河川課建設管理グループ	3322
	34	その他災害救助法が適用された場合の支援制度	市	福祉政策課社会福祉グループ	2732
	35	り災証明書発行	市	福祉政策課社会福祉グループ	2732
	36	電気、ガス、電話料金等減免措置	民	各事業所	
37	NHK受信料免除	民	NHK鹿児島放送局	099-805-7077	

◆床上浸水の被害にあわれた方への市県民税(雑損控除を含む。)及び国民健康保険税並びに固定資産税の減免については、税務課担当グループから、直接、制度説明をいたします。

◆国・県・市・民間含め全ての支援制度を掲載している訳ではありません。また、被災の程度や世帯状況等により、支援対象とならない場合もありますので、ご了承下さい。